藤沢市債権管理条例の制定について 藤沢市債権管理条例を次のように定める。 2023年(令和5年)12月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
 - (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
 - (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。 (他の法令等との関係)
- 第3条 市の債権の管理に関する事務の処理は、法令又は他の条例に特別の定めが ある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。)を整備しなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、 法令又は条例で定めるところにより督促するものとする。

(滞納処分等)

- 第7条 市長は、強制徴収債権について、前条に規定する督促をした後、指定した 期限までに完全に履行されないときは、法令で定めるところにより滞納処分を行 うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法令に定める事由に該当するときは、徴収 の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第8条 市長は、非強制徴収債権について、第6条に規定する督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第171条の2の定めるところにより同条に規定する措置をとるものとする。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、政令第171条の3の定めるところにより同条に規定する通知をするものとする。

(債権の申出等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始 の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者とし て配当の要求その他債権の申出をすることができるとき又は当該債権を保全する ため必要があると認めるときは、政令第171条の4の定めるところにより必要 な措置をとるものとする。

(徴収停止)

第11条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全

に履行されていないものがあるときは、政令第171条の5の定めるところにより以後その保全及び取立てをしないことができる。

(履行延期の特約等)

第12条 市長は、非強制徴収債権について、政令第171条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、同条の定めるところによりその履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

(免除)

第13条 市長は、前条に規定する特約又は処分をした非強制徴収債権について、 政令第171条の7の定めるところにより当該債権及びその履行の遅滞に係る損 害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)を免除することがで きる。

(債権の放棄)

- 第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合 においては、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる。
 - (1) 当該債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。) について、 消滅時効に係る期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由 がある場合を除く。)。
 - (2) 債務者である法人の清算が結了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責に任ずるべき他の者があり、その者について前号及び次号から第8号までに掲げる事由がない場合を除く。
 - (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成 14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者 が当該債権についてその責任を免れたとき。
 - (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相 続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が 強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける債権の金額の 合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (5) 第8条に規定する強制執行等の措置又は第10条に規定する債権の申出等の 措置をとったにもかかわらずなお完全に履行されなかった場合において、債務 者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することが

できる見込みがないと認められるとき。

- (6) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (7) 当該債権について、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年 法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、高 齢、長期の病気、障がい等により就労が困難な状況であるため、明らかに資力 の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (8) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(債務者に関する情報の利用)

- 第15条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、当該債務者に係る情報を実施機関(藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和4年藤沢市条例第17号)第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。
- 2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に 関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理 に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害 することのないようにしなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定める必要による。